

弘前藩日記目録

(七)

弘前藩政史研究会編

延宝八庚申年九月小

(月番記入なし)

一丁巳日 晴

1. 恒例の諸御礼 2. 御用につき役人中出仕

3. 4. 戸田左五兵衛西根筋へ、榊引孫次郎東根筋へ見分のため出巻

二戊午日 晴風

1. 式日寄合

三己未日 霜晴

1. 式合場へ役人中出仕

四庚申日 晴未刻雨

1. 寄合場へ役人中出仕 2. 小少将寺清方への紅花五百目をもって飛脚出立。 3. 江戸より飛脚

4. 報恩寺病死の旨寺社奉行より報告

五辛酉日 雨

1. 寄合場へ役人中出仕

六壬戌日 晴

1. 5. 去月廿二日殿様御暇いたゞく、若殿様初御目見の由(四日到着の飛脚の報告)(五) 6. 5. 8. 右

の祝儀についての申渡し(三) 9. 右祝儀のため

函々登城、記帳 10. 殿様若殿様より久昌院への進

物 11. 来年の登せ米数買着僅量共一万三千石程にては如何、惣御米高何程の内敦蒙着高何程大坂着高とすべきかを十一月上旬江戸へ伺うべき旨申来る

12. 袖笛許可 13. 嫁組許可 14. 尾太御山御扶持方米を御山産の銀子にて九月より十二月迄儘すべき由申来る

15. 寄合場へ役人中出仕 16. 洪水にて破損の直橋等につき伺いの処、修覆申付ける由申来る

17. 跡ヶ沢前渡橋来春の登せ米に滞らぬ様修覆の由申来る

七癸亥日 晴

1. 式日寄合

八甲子日 雨

1. 寄合場へ役人中出仕 2. 若殿様初目見御吉左右御請の飛脚江戸へ 3. 進藤庄兵衛書森より帰り寄合場へ出仕

九乙丑日 晴

1. 恒例の諸御礼 3. 江戸より飛脚、荷物持参

4. 5. 先月廿三日若殿様公方様より將軍宣下の祝儀の品毎領の由申来る 6. 右の拜領品を若殿様より久昌院へ

7. 重陽の時服を殿様より久昌院へ

10. 重陽の時服を殿様より久昌院へ

10. 重陽の時服を殿様より久昌院へ

8く12、右拜領品を家中頂戴(ハ五) 13、初はた(ハ二) 西の決より献上、これを久昌院へ

十四寅日 晴

1、寄合場へ役人中出仕 2、若殿様初御目見の祝儀として家中惣名代発足 3、6、若殿様初御目見の祝儀の樽肴の竟(ハ四) 7、右祝儀の若殿様への披露 についての書状についての書状について

十一丁卯日 晴

1、寄合場へ役人中出仕 2、進藤庄兵衛青森へ出立 3、赤根沢の猪土掘りについて奉行任命、誓詞 4、戸田五五兵衛在々を見分し帰城

十二戌辰日 雨

1、式日寄合 2、櫛引孫次郎在々を見分し帰城

十三己巳日 晴

1、寄合場へ役人中出仕 2、江戸より飛脚 3、殿様 今日七日御発駕、廿七日御着城の由中来る 4、陣札打(二名)先へ罷下るよう仰付らる由申来る 5、6、碓方閑直兼子魚島の瀬を差上くべき由申来る 7、11、御城着後の家中の祝儀の御札について(ハ五)

十四庚午日 晴

1、寄合場へ役人中出仕 2、江戸へ飛脚 3、小荷駄 一足置中まで登す 4、御迎馬二足秋田領仙北まで 登すよう申付く

十五辛未日 晴 亥刻雨

1、恒例の諸御札 2、寄合場へ役人中出仕 3、道中 陣札打到着、用状等持参 4、道中まで飛脚を登す べき由申来る 5、着城後早速若殿様より御祝儀差 上ぐに付支度しおくよう申来る 6、昨十四日出仕 村火災、四軒焼焼の由注進

十六壬申日 晴

1、寄合場へ役人中出仕

十七癸酉日 霜場夜雨

1、式日寄合

十八甲戌日 雨

1、寄合場へ役人中出仕 2、弥右衛門病氣のため出仕 せず

十九乙亥日 昨夜諸山初雪 晴

1、寄合場へ役人中出仕 2、弥右衛門病氣のため出仕 せず 3、江戸より飛脚、昨夜時刻到着 4、今七 日御発駕の由申来る 5、道中須賀川よりの飛脚味 五刻到着 6、道中までの飛脚出発 7、鴨、鎌を道中まで登す

廿一丁丑日 昨夜五刻地震 今卯刻地震

1、寄合場へ役人中出仕 2、弥右衛門病氣のため出仕 せず

廿二戊寅日 暁申刻地震 晴

1、式日寄合 2、弥右衛門病氣のため出仕せず

廿三己卯日 今寅刻雷雨 晴

1. 道中まで難、筋子を登す 2. 道中まで用状を登す
廿四庚辰日 晴夜雨

1. 外記登城 2. 渡辺次太夫、進護庄兵庫登城
3. 道中綴子御泊迄明廿五日の精進物品を登す
廿五辛巳日 晴 夜雨

1. 箱脚綴子まで登す
廿六壬午日 仰上刻地震 風雪

1. 今日破々雨着座につき箱脚をもつて御機嫌を伺う
2. 三郭麻役の寝番勝手に取りすぎ由申付く 3. 三の

御殿外の御腕を折々見廻るよう目付中へ申渡す

4. 北御丸目付の寝番明晩より無用のこと 5. 6所々

の御内の出入用明晩より前々の通りにすべき由申

付く 7. 町の登廻夜廻明晩より御免のこと

8. 御殿土蔵番人明晩より無用のこと 9. 御使者に罷

登る者の道中馬は無用のことへ以上九項道中まで寢

いの上申渡す

廿七癸未日 晴 風雪

1. 41. 舊城記事(四一) 42. 着城の祝儀

44. 御先道具諸年役人等の作法 46. 之馬晚へ

廿八甲申日 (天候なし)

(記事なし)

廿九乙酉日 (天候なし)

(記事なし)

延宝八寅甲午十日大 (日番なし)
一丙戌日 晴

1. 本丸より北の郭への出入禁止についての申渡し

2. 道中の供の者の不時の勤行について申渡す

3. 用人目付の台所口よりの出入を自由とす

4. 三三之郭の門、絆形、坂中に番所取凍てを命ず

5. 門番所番人の棒の置様見若しく毎いように申付く

二丁亥日 雨

1. 病気差合の断、目付より承届の分を仲向より申上ぐ

こととす 2. 御機嫌伺いに登城の面々は記帳の上

退出の時一度に申上ぐ由申渡す 3. 大館の本陣に

設置いた用状を御荷札の者通行のとき失念につき、

箱脚をもつて居けるよう申渡す 4. 切支丹改済み

次才報告の由を命ず 5. 参勤窺いの箱脚を氏利支

丹改と一緒に差上す由を命ず 6. 8. 堀伝左内、

棟方十左内、北村藤九郎の内室へ着城の使者(三)

三戊子日 晴

1. 5. 江戸登せの御鷹の籠(三)

四己丑日 霜晴

(記事なし)

五庚寅日 霜晴午刻地震

(記事なし)

六辛卯日 夜大風雨

15以下向着城の祝儀として賜物の控(十三)

13、15、弥右征門、次太夫、庄兵征役儀(甲人)救老の御渡し

16、玄蕃を召し御用人一人にて勤むべき由を申渡し、点多村監物、尚宮勤右征門、木村奎之助、鷹牛甚右征門

を身伝いとす

七 壬辰日 晴

1、年貢米上納以前に一切暇に散りさぬよう申渡す

2、深津安郎左征門青森より帰り御目見

八 癸巳日 雨

(記事なし)

九 甲午日 晴

1、13、15、兼管御出での算書(十四) 14、長泉院玄檀肉室

左門内室江使者 16、17、一門へ着城祝儀の料理の案内

18、19、五十町より龜甲町並川又音請に付き家中より

百石四人橋にて人歩を出すべき由を融れる(七)

十二 未年 晴

1、西之郭にて木立長兵征、青沼与四右征門、有海市右

征門、木立新左征門の馬屋より五疋宛の馬御覽

2、鷹牛与右征門尾太御銀山より帰り御目見 3、4、鳴

海兵征御目見のところ、従弟差合に付き延期、

5、5、8、一門へ祝儀の料理(四)

十一 丙申日 晴

1、5、4、山鹿八郎左征門の到着に關し碇ヶ岡への指令

5、江戸より飛脚到着、用状その他を上る 6、下向途

中の山鹿八郎左征門へ遣した飛脚歸着

7、9、杉山八兵征、進藤庄兵征(津輕平吉の代理)を

召し、下向の祝儀として時服を賜う 10、飛脚持参

の幕府よりの領内酒造の条目を町奉行郡奉行へ遣す

11、山鹿八郎左征門碇ヶ岡到着につき喜多村監物他罷越

す 12、八郎五征門松馬を比内領白沢まで遣す

13、善利支丹改の書付を提出 14、江戸へ献上の塩鮭を

御覧 15、進藤庄兵征の年領物について青森町奉行

へ飛脚 16、與座向を御座向と改称 17、御台所よ

りの諸届を用人より申渡すことに改む 18、20、23

明晩の文皇院を招いての下着祝儀について(五)

19、夜食相伴(三名)

十二 丁酉日 晴

1、5、22、文皇院を招いての祝儀について(三十一)

十三 戊戌日 晴

1、山鹿八郎左征門昨夜碇ヶ岡到着の報告 2、文保田

よりの使者昨夜台末一宿の報告 3、八郎左征門並

物宅へ到着、祝儀の品を遣す 4、八郎左征門登城、

謁見 5、尾太御山仕廻の筋流儀を遣す旨申渡す

十四 乙亥日 晴

1、覽海様御仏前への代参として尚宮勤右征門長勝寺へ

2、文保田よりの使者矢野平右征門到着

十五 庚子日 晴

1、北の郭へ御出、外記室へ入り、又保田の使者謁見